

## 大二運住田科長は直ちに 不当労働行為をやめなはれ！

9月6日、JR東海労本部・新幹線関西地本・大二運分会は、大二運分会9名の組合員に対する「**嚴重注意処分**」は、報復・不利益行為の不当労働行為であるとして大阪府労働委員会に救済の申し立てを行いました。

それは今年の1月、乗務点呼時の「試問」の解答用紙が一部ユニオン組合員に渡っていたという不正行為が発覚しました。東海労組合員はこのような会社の不正を許さないために、2～3月に試問拒否の闘いを行い、3月24日には会社の「不正回答集」による不当差別について労働委員会へ救済を申し立て、会社の不当性を大きく広めてきました。

しかし会社は、私たちの不正行為の追求と試問拒否の闘いに対して、9名の組合員に不当にも「**嚴重注意処分**」を通知したのです。

**私たちはこのような不当処分を許しません！**

### 請求する救済の内容

1. 被申立人会社は、申立組合の大阪第二運輸所分会の組合員9名に通知した嚴重注意処分を直ちに白紙撤回し、今後再び申立人組合に対する報復的不利益行為を行わないこと。
2. 被申立人会社は、下記の内容の謝罪文を本命令交付日から7日以内に1ヶ月間掲示しなければならない。

### 謝罪文

当社が行った試問の不正行為により多くの社員の皆さんにご迷惑をおかけ致しました。試問の不正行為の問題が広まることを恐れ、なおかつ申立人組合からの責任の追及を恐れようとして行なった貴申立人組合員9名に対する嚴重注意処分は大阪府労働委員会から報復的不利益行為であり不当労働行為であると認定されました。

当社が貴申立人組合に対してなした行為を深く謝罪し、団結権を著しく侵害した行為を深くお詫びします。

会社は直ちに謝罪文を掲出し  
嚴重注意処分を撤回せよ！